

静岡文化芸術大学シンボルマーク等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学のアイデンティティを視覚的に示す静岡文化芸術大学シンボルマーク及びロゴタイプ(以下「シンボルマーク等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、次のとおりとする。



2 シンボルマークの色彩は、D I C222 / 分解色 C100% M85% とする。

(ロゴタイプ)

第3条 ロゴタイプの使用書体は、和文の場合には本明朝M、英文の場合にはSabon Romanとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の取り扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。